

## 【開発行為指導要綱の改正】

### ●改正理由

#### (1) 様式内容の適正化

「守山市規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則」により既に押印義務が廃止されている様式について、実態に合わせて「印」の表示を削るとともに、条文の項番に生じているずれを修正し、規定内容の整合を図ります。

#### (2) 近隣住民説明会に係る様式利便性の向上

近隣住民説明会の報告様式について、記載欄の配置を見直すとともに、適切な記載を促すための注釈を追加し、申請者の利便性向上および事務の円滑化を図ります。

### ●改正概要

#### ① 下記様式の項ずれ修正

##### 守山市開発行為指導要綱

- ・ 様式第 2 号（その 1） 第 5 条第 3 項⇒第 4 項
- ・ 様式第 2 号（その 2） 第 5 条第 5 項⇒第 6 項
- ・ 様式第 2 号（その 3） 第 5 条第 5 項ただし書⇒第 5 条第 6 項ただし書
- ・ 様式第 3 号（その 1） 第 5 条第 4 項⇒第 5 項
- ・ 様式第 3 号（その 2） 第 5 条第 5 項⇒第 6 項

#### ② 下記様式の押印欄削除

##### 守山市開発行為指導要綱

様式第 1 号～第 2 号（その 3）、様式第 4 号（その 1）開発申請者の印、様式第 4 号（その 3）、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 11 号、様式第 12 号、（参考様式）

##### 守山市中高層建築物に関する指導要綱

様式第 1 号（その 1）開発申請者の印、様式第 2 号、様式第 4 号

##### 守山市ワンルームマンションの建築に関する指導要綱

様式第 1 号

③ 守山市開発行為指導要綱様式第 1 号中、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に修正

④ 守山市開発行為指導要綱様式第 4 号（その 3）に注釈を追記。

⑤ 守山市開発行為指導要綱様式第 4 号（その 4）および守山市中高層建築物に関する指導要綱様式第 1 号（その 3）の記載欄配置を見直し

⑥ 参考様式中「大津地方法務局 守山出張所」を「守山法務局証明サービスセンター」に修正

●施行 令和 8 年 4 月 1 日予定